

国の一時支援金について

国が今年1月に11都府県(東京、大阪、福岡、栃木、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、京都、兵庫)に緊急事態宣言を発出したことに伴う「不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた地域」にある旅館・ホテルについては、今年1月～3月の売上が、対前年又は対前々年同期に比べ50%以上下がっていれば、国から一時支援金が給付されることとなっています。

長崎県は全域が、上記の「不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた地域」に該当していることが確認されていますので、50%以上売上が減少している旅館・ホテルについては、国の一時金の申請ができることとなります。(但し、今年1月の長崎県からの時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。)

なお、申請期限は令和3年5月31日となっています。

記

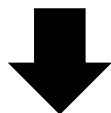
1. 国の一時支援金の給付額

中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円

2. 申請手続きの概要(詳しくは一時支援金事務局のホームページをご覧ください。)

URL <https://ichijishienkin.go.jp/>

① アカウムの申請・登録 (インターネット又は事務局コールセンター 0120-211-240)



② 登録確認機関での事前確認 (商工会、商工会議所等の登録確認機関において、必要書類(一昨年、昨年の確定申告書、帳簿、通帳等)の確認)



③ 申請 (インターネット又は長崎市内に設置されているサポート会場)

※ご不明な点などがあれば、当センターまでお問い合わせください。